



発行新 潟 県号外2平成25年2月28日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

議会規則

1 新潟県議会会議規則の一部を改正する規則(議事調査課)

議会規程

- 1 新潟県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程(議会事務局総務課)
- 2 新潟県議会事務局組織規程の一部を改正する規程(議会事務局総務課)

議会規則

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月28日

新潟県議会議長 小川 和雄

新潟県議会規則第1号

新潟県議会会議規則の一部を改正する規則

新潟県議会会議規則(昭和26年新潟県議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改 正	E 後				改 ፲	E 前	
別	表 (第1	162条関係)			別	表 (第1	162条関係)		
	名称	目的	構成員	招集		名称	目的	構成員	招集
				権者					権者
	(略)					(略)			
	新潟	政務活動費の	正副議長及び	(略)		新潟	政務調査費の	正副議長及び	(略)
	県政	効果的かつ適	会派 (新潟県			県政	効果的かつ適	会派 (新潟県	
	務活	正な執行等に	政務活動費の			務調	正な執行等に	政務調査費の	
	動協	関する協議又	交付に関する			查協	関する協議又	交付に関する	
	議会	は調整	<u>条例</u> (平成13			議会	は調整	<u>条例</u> (平成13	
			年新潟県条例					年新潟県条例	
			第33号)第5					第33号)第5	
			条第1項の規					条第1項の規	
			定により会派					定により会派	
			結成届を提出					結成届を提出	
			した会派をい					した会派をい	
			う。)から選出					う。)から選出	
			された議員					された議員	
			1					1	

附則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

議会規程

新潟県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年2月28日

新潟県議会議長 小川 和雄

新潟県議会規程第1号

新潟県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程

新潟県政務調査費の交付に関する規程(平成13年新潟県議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の 表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正

表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。					
改 正 後	改 正 前				
新潟県政務活動費の交付に関する規程	新潟県政務調査費の交付に関する規程				

(趣旨)

する条例(平成13年新潟県条例第33号。以下「条 例」という。)に基づく政務活動費の交付に関し必 要な事項を定めるものとする。

(政務活動費請求書)

第3条 (略)

(政務活動費の使途基準)

第4条 条例第9条第2項に規定する使途基準は、 会派に係る政務活動費については別表第1、議員 に係る政務活動費については別表第2のとおりと する。

(証拠書類等の整理保管)

第6条 会派の政務活動費経理責任者(消滅した会 | 派の政務活動費経理責任者であった者を含む。)及 び議員(議員であった者を含む。)は、政務活動費 の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を 明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、 これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提 出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経 過する日まで保存しなければならない。

別表第1 (第4条関係)

項目	内 容
調査研究費	(略)
要請陳情等 活 動 費	会派が行う要請陳情活動、住民 相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、送料、交通費、 宿泊費等)
(略)	
広聴広報費	会派が行う議会活動及び県政に 関する政策等の <u>広聴広報活動</u> に 要する経費

(趣旨)

第1条 この規程は、新潟県政務活動費の交付に関 第1条 この規程は、新潟県政務調査費の交付に関 する条例(平成13年新潟県条例第33号。以下「条 例」という。)に基づく政務調査費の交付に関し必 要な事項を定めるものとする。

(政務調査費請求書)

第3条 (略)

(政務調査費の使途基準)

第4条 条例第9条に規定する使途基準は、会派に 係る政務調査費については別表第1、議員に係る 政務調査費については別表第2のとおりとする。

(証拠書類等の整理保管)

第6条 会派の政務調査費経理責任者(消滅した会 派の政務調査費経理責任者であった者を含む。)及 び議員(議員であった者を含む。)は、政務調査費 の支出について、会計帳簿を調製し、その内訳を 明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、 これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提 出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経 過する日まで保存しなければならない。

別表第1 (第4条関係)

項	目	内 容
調査研	究費	(略)
(略)		
(竹)		
広 報	費	会派が行う議会活動及び県政に
		関する政策等の <u>広報活動</u> に要す
		る経費

(広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等) (略)

別表第2 (第4条関係)

項目	内 容
調査研究費	(略)
要請陳情等 活 動 費	議員が行う要請陳情活動、住民 相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、送料、交通費、 宿泊費等)
(略)	
広聴広報費	議員が行う議会活動及び県政に 関する政策等の <u>広聴広報活動</u> に 要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送 料、交通費等)
(略)	

(略)

第1号様式(第2条関係)

(略)

会派結成届

新潟県政務活動費の交付に関する条例第5条第 1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

訴

 $1 \sim 3$ (略)

4 政務活動費経理責任者の氏名

5 • 6 (略)

第2号様式(第2条関係)

(略)

会派異動届

新潟県政務活動費の交付に関する条例第5条第 1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

(略)

区 分	新	旧
(略)		
政務活動費経理		
責任者の氏名		
(略)		

(略)

第3号様式(第2条関係)

(略)

会派解散届

新潟県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

	(広報紙・報告書等印刷費、	送
	料、交通費等)	
(略)		
政)		

別表第2 (第4条関係)

項目	内容
調査研究費	(略)
(略)	
広報費	議員が行う議会活動及び県政に
	関する政策等の <u>広報活動</u> に要す
	る経費
	(広報紙・報告書等印刷費、送
	料、交通費等)
(略)	T

(略)

第1号様式(第2条関係)

(略)

会派結成届

新潟県政務調査費の交付に関する条例第5条第 1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

 $1 \sim 3$ (略)

4 政務調査費経理責任者の氏名

5 • 6 (略)

第2号様式(第2条関係)

(略)

会派異動届

新潟県政務調査費の交付に関する条例第5条第 1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

(略)

区 分	新	旧
(略)		
政務調査費経理		
責任者の氏名		
(略)		

(略)

第3号様式(第2条関係)

(略)

会派解散届

新潟県政務調査費の交付に関する条例第5条第 2項の規定により、下記のとおり届け出ます。 (略)

第4号様式(第3条関係)

(略)

年度政務活動費請求書

新潟県政務活動費の交付に関する条例第8条第 1項の規定により、下記のとおり<u>政務活動費</u>を請求します。

(略)

第5号様式(第3条関係)

(略)

年度政務活動費請求書

新潟県政務活動費の交付に関する条例第8条第 1項の規定により、下記のとおり<u>政務活動費</u>を請求します。

(略)

第6号様式(第7条関係)

(略)

政務活動費収支報告書等の閲覧請求書 新潟県政務活動費の交付に関する条例第13条第 2項の規定により、下記のとおり政務活動費収支 報告書等の閲覧を請求します。

(略)

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

(略)

第4号様式(第3条関係)

(取)

年度政務調査費請求書

新潟県政務調査費の交付に関する条例第8条第 1項の規定により、下記のとおり<u>政務調査費</u>を請求します。

(略)

第5号様式(第3条関係)

(略)

年度政務調査費請求書

新潟県政務調査費の交付に関する条例第8条第 1項の規定により、下記のとおり<u>政務調査費</u>を請求します。

(略)

第6号様式(第7条関係)

(略)

政務調査費収支報告書等の閲覧請求書 新潟県政務調査費の交付に関する条例第13条第 2項の規定により、下記のとおり政務調査費収支 報告書等の閲覧を請求します。

(略)

新潟県議会事務局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年2月28日

新潟県議会議長 小川 和雄

新潟県議会規程第2号

新潟県議会事務局組織規程の一部を改正する規程

新潟県議会事務局組織規程(昭和48年新潟県議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務)	(分掌事務)
第3条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとお	第3条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとお
りとする。	りとする。
総務課	総務課
(1) (略)	(1) (略)
(2) 政務活動費に関する事項	(2) <u>政務調査費</u> に関する事項
(3) ~(19) (略)	$(3) \sim (19)$ (略)
議事調査課 (略)	議事調査課 (略)

附則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。